

(広報資料)



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



令和5年4月3日
京都市保健福祉局
担当：健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
電話：075-213-5871
担当：障害保健福祉推進室
電話：075-222-4161

高齢・障害者施設等に対する令和5年度食材費高騰対策支援金の給付について

この度、京都市では、長引くコロナ禍に引き続く原油価格・物価高騰に直面する中で、高齢・障害者施設等が、利用者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供を行えるよう、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、令和4年度に引き続き、高齢・障害者施設等に対し、下記のとおり「令和5年度食材費高騰対策支援金」を給付しますので、お知らせします。

記

1 給付対象施設等

(1) 高齢者施設・事業所

以下のサービス種別に該当する高齢者施設・事業所

入所施設（約400施設）	通所施設等（約640施設）
特別養護老人ホーム	通所介護
地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型通所介護
介護老人保健施設	認知症対応型通所介護
介護医療院	通所リハビリテーション
介護療養型医療施設	小規模多機能型居宅介護
認知症高齢者グループホーム	看護小規模多機能型居宅介護
特定施設入居者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
ケアハウス	
養護老人ホーム	
短期入所生活介護、短期入所療養介護	

※ 施設数については、食事を提供していない施設を含む。

※ 各施設及び事業所における、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業も対象とする。

(2) 障害者施設・事業所

以下のサービス種別に該当する障害者施設・事業所

入所施設（約160施設）	通所施設（約420施設）
療養介護 施設入所支援 共同生活援助 短期入所	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型

※ 施設数については、食事を提供していない施設を含む。

(3) 京都市配食サービス実施事業所

京都市配食サービス事業を受託する事業所（約40事業所）

2 給付対象期間

令和5年4月から令和5年9月までの6か月間

3 給付額（総額約3.2億円）

以下の単価に食事提供回数等（※）を乗じた金額を給付します。

※ 本市が過去の請求実績等から算出します。

(1) 入所施設

1日当たり70円（3食分）

(2) 通所施設、配食サービス事業所

1食当たり23円

4 給付条件

以下、全ての条件を満たすこと。

- ① 令和5年4月1日時点で、施設・事業所として運営していること
- ② 入所者・利用者に対し、食事を提供していること
- ③ 令和5年4月から令和5年9月までの間に、食費の値上げを実施しないこと
- ④ 支援金は、食費の値上げを実施することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事を提供するために活用すること

5 給付方法

本市から対象施設・事業所に対し、支援金に係る書類を郵送します。支援金の給付を希望し、請求書を御提出いただいた施設・事業所に対し、支援金を給付します。

6 スケジュール（予定）

4月下旬 対象施設・事業所に支援金に係る書類を送付

5月上旬 対象施設・事業所からの請求書受付

※上記4の給付条件を満たす事業所以外は請求いただけません。

5月下旬
以降順次 請求書に基づき支援金を給付